

ソフトウェアライセンスに関する一般条件

1 範囲

- 1.1 この一般条件(「**本一般条件**」)は、書面にて別途合意されない限り、ソフトウェア(「**本ソフトウェア**」)のライセンスに関して、オリジオが提示するオファー(「**本オファー**」)又は締結する契約(「**本契約**」)に適用され、その不可欠な一部を構成するとみなされる。
- 1.2 本一般条件は、オリジオから本オファーを受領する、又はオリジオと本契約を締結する契約当事者(「**本顧客**」)が使用する条件に優先する。本一般条件において「**本契約**」という場合、本一般条件も含むものと解釈するものとする。
- 1.3 オリジオが提示する本オファーは、その発行日から30暦日間に限り有効である。本顧客が当該期限内に本オファーを受け入れない場合、本オファーは、自動的に失効する。本顧客が当該期限内に本オファー全体を受け入れた場合、本オファーは、本契約となる。

2 納入

オリジオは、本ソフトウェアのコピー1部を(電子形式又は物理的な媒体にて)納入する。本ソフトウェアは、本顧客の利用に供された時点で納入されたとみなされる。

3 ライセンス

- 3.1 オリジオは本顧客に対し、その社内業務上の目的で、本契約に定める条件に従ってのみ、本ソフトウェアを使用する制限付き、譲渡不可の非独占的権利(「**本ライセンス**」)を付与する。
- 3.2 オリジオは、本ソフトウェアの仕様を随時修正する権利を留保する。当該修正は、本ソフトウェアのアップデート、パッチ及びエラー修正を含み、本顧客がこれを組み込んだ後(第8.1.13条参照)、本ソフトウェアの一部になるとみなされる。
- 3.3 オリジオは、本ソフトウェアについて、納入前に悪意あるコードがないか確認するために現行の業界慣例に従い、市販のウイルスチェックソフトウェアを用いてウイルスがないかテストを行ったこと、また引き続き当該ソフトウェアを使用することを保証する。
- 3.4 本顧客は、以下のことに同意し、その旨認める。
 - 3.4.1 本ソフトウェアが、本顧客の個別の要件を満たすように開発されたものではないこと、よって本顧客は、本ソフトウェアのファシリティ及び機能が自らの要件を満たし、かつ本ソフトウェアが本顧客の目的に適合することを確認する責任を負うこと。
 - 3.4.2 オリジオは、本顧客のITプラットフォーム及びシステム(本ソフトウェアが本顧客のITプラットフォーム及びシステムと互換性があることを含む。)につき責任を負わないこと。
 - 3.4.3 オリジオは標準的な業界慣例に従い本ソフトウェアのテストを行ったが、本ソフトウェアがバグフリー又はエラーフリーであるとは限らないこと。本顧客は、軽度のバグ又はエラーが存在しても本契約(第5.1条に定める保証を含む。)の違反とはならないことに同意すること。
 - 3.4.4 本顧客は、本ライセンスの条件に従い本ソフトウェアを使用する権利を除き、本ソフトウェアに係るいかなる権利も有しないこと。

4 価格及び支払条件

- 4.1 本契約に記載する価格は常に、輸入税/輸出税、関税、売上税、消費税、付加価値税、物品・サービス税、その他の税金(もしあれば)を含まない額である。
- 4.2 オリジオは、サブスクリプション期間の末日より1か月前に通知することで、いつでも価格を変更する権利を有する。本顧客は、価格引上げに関して損害賠償も補償も請求する権利を有しない。

- 4.3 本顧客は、請求書の日付から30暦日以内に、請求書の支払いを行う。支払いは、オリジオが随時書面にて指定する銀行口座宛に行う。本顧客は、支払期日の厳守が最重要事項であることを認める。
- 4.4 本顧客が支払期日までにオリジオに対する支払いを行わなかった場合、オリジオに適用される他の権利又は救済を制限することなく、本顧客は、延滞額に対し、デンマーク国立銀行のその時点での公式の貸出金利に年率8%上乗せした率で利息を支払う。当該金利は、判決の前後を問わず、支払期日から延滞額の支払いが実際に行われるまで日々発生する。本顧客は、延滞額に利息を添えて支払う。
- 4.5 本顧客は、すべての支払額を相殺、反対請求、控除又は源泉徴収(法により義務付けられる控除又は源泉徴収を除く。)を行うことなく支払う。オリジオはいつにても、自らに適用される他の権利又は救済を制限することなく、本顧客がオリジオに支払義務を負っている金額と、オリジオが本顧客に対して支払うべき金額を相殺することができる。

5 品質

- 5.1 オリジオは、納入から12か月間(「保証期間」)、本ソフトウェアが重要なすべての点において、本契約の締結時にwww.origio.comで発表されている仕様に適合することを保証する。
- 5.2 オリジオは、本顧客による本ソフトウェアの使用が中断されないこと又はエラーフリーであることを保証しない。
- 5.3 オリジオが発行する本ソフトウェアの説明事項又は宣伝、及びオリジオのカタログ又はパンフレットに含まれる本ソフトウェアのイラスト又は説明は、本ソフトウェアのおおよその概念を示す目的に限り発行又は発表されるものであり、本契約を構成せず、契約としての効力を有しない。
- 5.4 保証期間中に、本ソフトウェアに欠陥又は不具合があり、その結果、本ソフトウェアが重要なあらゆる点で第5.1条に定める保証に適合しなくなる旨の書面通知を、納入から合理的な期間以内に本顧客がオリジオに対して行った場合、オリジオは、自らの選択で、以下のいずれかを行う。
- 5.4.1 本ソフトウェアを修理する。
- 5.4.2 本ソフトウェアを交換する。
- 5.4.3 本顧客に対する書面通知をもって本契約を直ちに解除し、本ソフトウェア及びそのすべてのコピーの返品時に、本顧客が解除日の時点で支払済みのライセンスサブスクリプション料金から、解除日までの本顧客による本ソフトウェアの使用に関する合理的な金額を差し引いた額を返金する。
- ただし、本顧客が、欠陥又は不具合の解決においてオリジオを支援するために必要なすべての情報(欠陥若しくは不具合の書面による例又はオリジオが欠陥若しくは不具合を再現するために十分な情報を含む。)を提供することを条件とする。
- 5.5 第5.4条にかかわらず、オリジオは、以下のいずれかに該当する場合、本ソフトウェアが第5.1条に定める保証を満たさないことにつき責任を負わない。
- 5.5.1 第5.4条に基づく通知後も本顧客が本ソフトウェアを使用した場合。
- 5.5.2 欠陥が生じた理由が、本ソフトウェアのインストール、使用及び保守に関するオリジオの口頭又は書面による指示、又は(それらが無い場合は)上記に関する優良な取引慣例に本顧客が従わなかったためである場合。
- 5.5.3 本顧客又は第三者が、本ソフトウェアの意図された目的若しくは使用状況を除く目的若しくは状況で、又はオリジオが提供したものではない他のソフトウェアと組み合わせて、本契約の条件の範囲外で本ソフトウェアを修正又は使用した場合。
- 5.5.4 本顧客が第8.1.13条に基づく義務を遵守しない場合。

- 5.5.5 本ソフトウェアが、適用される法令上又は規制上の要件に適合させるために行った変更の結果、本契約の説明から逸脱する場合。
- 5.6 法令その他により本契約において黙示されるその他のすべての保証又は条件は本書により、法で許容される最大限の範囲において除外される。本第5条に定める場合を除き、オリジオは、本ソフトウェアが第5.1条に定める保証に適合しないことにつき、本顧客に対して責任を負わない。直前の文の一般性を制限することなく、オリジオは本書により、商品性又は特定目的の適合性に関する保証を否認する。

6 製造物責任

- 6.1 オリジオは、本ソフトウェアを理由に、建物、財物、設備、配偶子等の損壊に関して本顧客又は第三者が被った損害、費用及び損失につき賠償責任を負わない。製造物責任に関する強行法規により別途義務付けられる場合を除き、オリジオは、本ソフトウェアに起因する人身傷害について責任を負わない。ただし、その損害がオリジオ又はオリジオが責任を負う他者による過失により生じたことを証明できる場合はこの限りではない。
- 6.2 オリジオの製造物責任は、第7条に定める制限を受ける。ただし、製造物責任に関する強行法規により別途義務付けられる場合はこの限りではなく、その場合、オリジオの製造物責任は、最大限可能な範囲で、当該製造物責任に関する強行法規に基づき制限される。
- 6.3 オリジオは、本顧客による本ソフトウェアの使用に起因又は関連する請求、訴訟、手続、費用、経費、損害及び責任(弁護士料金を含む。)につき責任を負わない。本顧客は、本顧客による本ソフトウェアの使用に関して、オリジオ及び/又は本顧客が第三者から提起された訴訟に起因するすべての請求、損失及び経費(弁護士料金を含む。)につきオリジオを補償及び免責する。
- 6.4 本第6条に基づき一方当事者に対して第三者から請求が行われた場合、当該当事者は、他方当事者に直ちに通知する。第三者請求が何らかの形でオリジオに関連している場合、オリジオは、自らのみの裁量で、当該事項に関してどのような措置を取るか(もしあれば)を決定し、自らが必要であるとみなす当然の措置を取り、これに対し単独の支配権を有する。本顧客は、オリジオの要請に応じて、オリジオの費用負担で、当該事項につきオリジオを援助するために合理的に必要とされるすべての措置を取る。

7 責任の制限

- 7.1 オリジオは本顧客に対し、下記事項について、契約、不法行為(過失を含む。)、法定義務の違反、その他によるかを問わず、本契約に基づき又は本契約に関して生じる責任を負わない。(i) 配偶子に対する損害、(ii) 利益、売上又は事業機会の喪失、(iii) 合意又は契約の喪失、(iv) 予想された節減の喪失、(v) ソフトウェア、データ又は情報の使用機会の喪失又は破損、(vi) 暖簾の喪失又は減損、(vii) 懲罰的損害賠償、及び(viii) 間接的損失又は結果的損失。
- 7.2 契約、不法行為(過失を含む。)、法定義務の違反、その他によるかを問わず、本契約に基づき又は本契約に関して生じる本顧客に対するオリジオの責任総額は、いつにても、10,000ユーロ又は直前12か月間に本契約に基づき本顧客が支払った合計金額の50%のうち、いずれか多い方の金額を上限とする。両当事者間の他の契約又は取引は、直前12か月間に本顧客が支払った合計金額の計算に含めてはならない。
- 7.3 上記第7.1条及び第7.2条にかかわらず、本契約のいかなる定めも、オリジオが責任を制限又は排除することが不法となる事項につき、オリジオの責任を制限又は排除するものではない。

8 顧客の義務

- 8.1 本顧客はオリジオに対し、以下のことを約束する。
- 8.1.1 本契約の条件及び内容並びに本顧客から提供された該当する情報が完全かつ正確であることを徹底すること。
- 8.1.2 本ソフトウェアに関するすべての事項においてオリジオに協力すること。

- 8.1.3 本ソフトウェアの輸入、再輸出及び／又は使用に必要なとされるすべての免許、許可及び承諾を取得し、維持していること、並びにすべての適用法規(安全衛生、腐敗行為防止、贈収賄防止及びマネーロンダリング防止に関する法規を含む。)を遵守すること。
- 8.1.4 オリジオが随時本ソフトウェアと共に提供する、使用、保守及びセキュリティに関する指示並びにオペレーターマニュアルを守り、当該指示及びマニュアルに従い本ソフトウェアを使用すること。
- 8.1.5 オリジオの要請を受けてから5暦日以内に、本顧客における本ライセンス条件の遵守状況に関する文書を提出し、本ソフトウェアに報告機能が含まれている場合は、当該機能を用いて当該文書を提出すること。
- 8.1.6 本ソフトウェアをコピーしないこと。ただし、当該コピーがその通常の使用に付随する場合、又はバックアップ若しくは運用におけるセキュリティの目的に必要な場合はこの限りではない。
- 8.1.7 本ソフトウェアの貸与、リース、サブライセンス許諾、貸付を行わず、本ソフトウェアをサービスとして提供しないこと。
- 8.1.8 本ソフトウェアの全部若しくは一部の改変若しくは修正を行わないこと、又は本ソフトウェア若しくはその一部を他のソフトウェアと組み合わせるか、他のソフトウェアに組み込むことを許可しないこと。
- 8.1.9 本ソフトウェアの全部若しくは一部の逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、若しくはそれらに基づく二次著作物の作成を行わないこと、又はそれらを試みないこと。ただし、そのような行為が本ソフトウェアと他のソフトウェアの互換性を実現する目的で必須であるために、(強行法規により)これを禁止することができない場合は、その範囲を除く。ただし、常に、そのような行為において本顧客が取得した情報については、以下のことを条件とする。(i) 本ソフトウェアと他のソフトウェアの互換性を実現する目的に限り使用されること、(ii) 当該情報を開示又は伝達する必要がない場合、オリジオの書面による事前の承諾を得ずに、第三者に開示も伝達もしないこと、(iii) 本ソフトウェアに実質的に類似するソフトウェアを創作するために使用されないこと。
- 8.1.10 いかなる形であれ、技術保護措置の排除若しくは迂回を試みないこと。当該技術保護措置の認められていない除外又は迂回を促進することがその唯一の用途である手段について、適用、販売のための製造、採用、輸入、頒布、販売、貸与、提案、宣伝又は販売若しくは採用の募集を行わず、個人的若しくは営利的な目的に当該手段を所有しないこと。
- 8.1.11 本ソフトウェアのすべてのコピーを安全に保持すること、並びに本ソフトウェアの数及び所在地について正確かつ最新の記録を維持すること。
- 8.1.12 形式を問わない本ソフトウェアの全部又は一部のコピーすべてにオリジオ(又はそのライセンサー)の著作権表示を付すこと。
- 8.1.13 オリジオが随時提供することのある本ソフトウェアの無料の補足ソフトウェアコード又はアップデートを直ちにインストール及び使用すること(第3.2条参照)。
- 8.1.14 オリジオの書面による事前の承諾を得ることなく、形式を問わない本ソフトウェアの全部又は一部(プログラムリスト、オブジェクトプログラム及びソースプログラムのリスティング、オブジェクトコード及びソースコードを含むが、これらに限定されない。)を、適当な用途でこれを購入する合理的な必要性のある本顧客の従業員を除くいかなる者にも提供せず、その他利用に供しないこと。
- 8.1.15 本契約に定める追加の義務を遵守すること。
- 8.2 本顧客による作為若しくは不作為又は関連するいずれかの義務の不履行(「**本顧客の不履行**」)により、オリジオによる本契約に基づくいずれかの義務の履行が妨げられるか、又は遅れる場合、以下のとおりとする。
- 8.2.1 オリジオに適用されるその他の権利又は救済を制限することなく、オリジオは、本顧客が本顧客の不履行を是正するまで本契約に基づく義務の履行を停止し、本顧客の不履行を根拠にいずれかの義務履行につき免除される権利を有する。

- 8.2.2 オリジオは、本第8.2項の定めによる義務の不履行又は履行遅滞に直接又は間接的に起因して、本顧客が被った又は負担した費用又は損失につき責任を負わない。
- 8.2.3 本顧客は、書面による要請をもって、本顧客の不履行に直接又は間接的に起因してオリジオが被った又は負担した費用又は損失をオリジオに弁済する。

9 知的財産権

- 9.1 本顧客は、本ソフトウェア及び本ソフトウェアに同梱される文書に含まれる、それらを構成する、それらに関連する又は何らかの形で関係する一切の知的財産権(特許、著作権及び商標を含む。)(「**オリジオのIP権**」)がオリジオ又はそのライセンサーのみに帰属すること、並びに本顧客が本契約条件に従いこれらを使用する権利を除き、オリジオのIP権に係る権利を有しないことに同意し、その旨認める。
- 9.2 オリジオの知る限り、オリジオのIP権利はいずれも、第三者の権利を侵害していない。ただし、オリジオは、その旨の保証を行わない。
- 9.3 本顧客は、(i) オリジオのIP権の侵害若しくは侵害の恐れ、又は(ii) 本ソフトウェアが第三者の権利を侵害している旨の主張を知り得た場合、直ちに書面にてオリジオに通知する。
- 9.4 第9.3条に該当する事項に関して、オリジオは、自らのみの裁量で、当該事項に関してどのような措置を取るか(もしあれば)を決定し、自らが必要であるとみなす当然の措置を取り、これに対し単独の支配権を有する。本顧客は、オリジオの要請に応じて、オリジオの費用負担で、オリジオのIP権を有効に維持する際に、又は知的財産事項に関する裁判所その他の紛争手続を取るか、抗弁を行う際にオリジオを支援するために合理的に必要とされるすべての措置を取る。
- 9.5 本ソフトウェアが第三者の権利を侵害する旨の主張が行われた場合又はオリジオの合理的な意見で行われる可能性がある場合、オリジオは、自らのみの意見で、またその費用負担で、以下を行うことができる。
- 9.5.1 本顧客のために、本契約条件に従い本ソフトウェア(又はその一部)を引き続き使用する権利を調達する。
- 9.5.2 本ソフトウェアを修正して、侵害しなくなるようにする。
- 9.5.3 本ソフトウェアと侵害していないソフトウェアと交換する。
- 9.5.4 本顧客に対する書面通知をもって本契約を直ちに解除し、本ソフトウェア及びそのすべてのコピーの返品時に、本顧客が解除日の時点で支払済みのライセンスサブスクリプション料金から、解除日までの本顧客による本ソフトウェアの使用に関する合理的な金額を差し引いた額を返金する。
- 9.6 本第9条は、本ソフトウェアが第三者の権利を侵害している旨の主張に関する本顧客の排他的な救済及びオリジオの唯一の責任を定めたものであり、疑義を避けるために付言すると、第7条に準拠する。

10 データ保護及びデータ処理

- 10.1 各当事者は、(i) 本契約に基づく義務の履行に関して、適用されるデータ保護法に基づき自らが有することのある義務を遵守し、(ii) 個人データが安全かつ適切な方法で処理されるよう徹底するために合理的なあらゆる予防措置を取る。

11 秘密保持

- 11.1 各当事者は、いつにても、他方当事者の事業、業務、顧客、クライアント又は供給業者に関する秘密情報(本契約の一部又は内容を含む。)をいかなる者にも開示しないことを約束する。

- 11.2 いずれの当事者も、本契約に基づく自らの義務を履行する以外の目的に他方当事者の秘密情報を使用してはならない。本顧客は、その都度オリジオの書面による事前の承諾を得ることなく、オリジオを参照として使用してはならず、いかなる目的にもオリジオの名前、商標又はロゴを使用してもならない。
- 11.3 上記第11.1条及び第11.2条にかかわらず、各当事者は、適用される法、規制又は証券取引規則により義務付けられる範囲で、他方当事者の秘密情報又は本契約の存在若しくは内容を開示することができる。一方当事者が当該開示要求を受けた場合、可能な範囲で、当該開示要求を他方当事者に事前に通知し、他方当事者の費用負担で、当該開示要求に反対し、又は開示される情報の秘密の扱いを受けるために他方当事者の取り組みに合理的に協力する。

12 契約解除

- 12.1 各当事者は、本契約に定める現行のサブスクリプション期間の末日より3か月前の書面通知をもって、本契約を解除することができる。ただし、第5.4.3条及び第9.5.4条に基づくオリジオの権利を制限することなく、本顧客が本契約に定める義務(適用されるライセンスサブスクリプション料金の支払いなど)を遵守することを条件として、オリジオは、本契約に定めるサブスクリプション開始日から5年間、本契約を解除する権利を有しない。
- 12.2 以下に該当する場合、第12.1条にかかわらず、またオリジオに適用される他の権利又は救済を制限することなく、オリジオは、本顧客に対する書面通知をもって、即時に本契約を解除することができる。
- 12.2.1 本顧客に本契約に基づく義務の重大な違反が生じた場合で、(当該違反が是正可能な場合は)書面通知の受領後14暦日以内に当該違反を是正しないとき。
- 12.2.2 本顧客が破産、清算、債権者との示談若しくは調整の開始(支払能力のある再編成に関する場合を除く。)、任意であるか、裁判所の命令によるかを問わない解散(支配能力のある再編成に関する場合を除く。)、いずれかの資産に対する管財人の任命又は事業中止に関する措置又は手続を取った場合。
- 12.2.3 本顧客が、その事業の全部又は実質的な部分の遂行を停止若しくは終了するか、又はその恐れがある場合。
- 12.2.4 オリジオの意見において、本契約に基づく本顧客の適切な義務履行能力が危険にさらされる程度に本顧客の財務状態が悪化した場合。
- 12.2.5 本顧客が、本契約に基づく何らかの金額を支払期日に支払わない場合。
- 12.2.6 本顧客の支配権の変更が生じた場合。
- 12.3 第12.2条に記載するいずれかの事由が発生した場合、オリジオに適用される他の権利又は救済を制限することなく、オリジオは、本契約又は本顧客とオリジオの間の他の契約に基づく今後のすべての納入を停止することができる。

13 解除の結果

- 13.1 本契約の解除(第12条参照)によっても、解除日までに発生した両当事者の権利、救済、義務及び責任(解除日又はそれ以前に存在していた、本契約の違反に関する損害賠償を請求する権利を含む。)は影響を受けることはない。
- 13.2 オリジオが上記第12.2条に従い本契約を解除する場合、(i) 本顧客は、オリジオの未払いの請求額及び利息をすべて直ちにオリジオに支払うものとし、(ii) 本ライセンスは自動的に消滅し、(iii) 本顧客は、本ソフトウェアの使用を直ちに中止するものとし、かつ (iv) 本顧客は、支払済みのライセンスサブスクリプション料金の返金を受けることはできない。
- 13.3 本契約条項のうち、解除後も効力を有することが明示的又は黙示的に意図されているもの(第6条、第7条、第9条、第11条及び第16条を含む。)は、引き続き効力を有する。

14 不可抗力

- 14.1 いずれの当事者も、本契約に基づきいずれかの義務の履行遅滞又は不履行が生じた場合において、当該遅滞又は不履行が自らの合理的な支配を超える事由、状況又は原因(天災、政府の措置、戦争、国家の緊急事態、テロ行為、抗議、暴動、市民騒擾、火災、爆発、洪水、感染症、ロックアウト、ストライキ、その他労働争議、通商禁止、工場若しくは機械の故障、運送業者に影響を及ぼす制限若しくは遅滞、又は適切若しくは適正な材料供給の取得不可若しくは取得遅滞を含む。)に起因するときは、本契約に違反したことにはならず、これらにつき責任を負わない。

15 雑則

- 15.1 オリジオは、いつにても、本契約に基づく権利義務の全部又は一部を譲渡若しくは移転し、抵当若しくは担保を設定し、下請に出し、その他の方法で取引してはならない。本顧客は、オリジオの書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利義務の一部又は全部を譲渡若しくは移転し、抵当若しくは担保を設定し、下請に出し、信託を宣言し、その他の方法で取引をしてはならない。
- 15.2 本顧客は、本契約に定めのない声明、表明、言質又は保証(善意で又は不注意に行われたかを問わない。)に関する救済を有しないことに同意する。
- 15.3 本契約のいかなる定めも、両当事者間にパートナーシップ若しくは合併関係を構築するものではなく、一方当事者を他方当事者の代理人にするものではなく、一方当事者が他方当事者のため若しくは他方当事者に代わり約束を結ぶ又は締結することを許可するものではなく、そのように解釈してはならない。
- 15.4 本契約の変更は、両当事者が署名した書面によらない限り、有効とはならない。
- 15.5 本契約に基づき又は本契約に関して一方当事者に付与される通知その他の通信は、英語の書面によるものとし、(i) 手渡し、料金前払いの第一種郵便、その他翌営業日配達の家配便にて登記上の事務所(会社の場合)又は主たる事業所(会社以外の場合)にて引き渡すか、又は(ii) 他方当事者が通知した最新の電子メールアドレス宛に電子メールで送信する。
- 15.6 本契約のいずれかの条項又はその一部が無効、違法又は強制不可能であるか、そうなった場合、それらは、有効、適法かつ強制可能とするために必要な最小限の範囲で変更されたとみなされる。当該変更が不可能である場合、該当する条項又はその一部は、削除されたとみなされる。本条に基づきいずれかの条項又はその一部を変更又は削除しても、本契約の残存部分の有効性及び強制可能性に影響を及ぼすものではない。

16 準拠法及び管轄権

- 16.1 本契約及び本契約又はその主題若しくは形式に起因若しくは関連する紛争又は請求(契約外の紛争又は請求を含む。)は、デンマーク王国の法に準拠し、同法に従い解釈されるが、その抵触法の規則を除く。1980年4月11日付の国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)の適用は、本書により除外される。
- 16.2 本契約に起因又は関連する紛争(本契約の存在、有効性又は解除に関する紛争を含む。)は、最終的に、デンマーク仲裁協会(Danish Institute of Arbitration)により採択され、そのような手続の開始時点で有効な仲裁手続規則に従い、同協会が管理する強制的な仲裁により解決される。仲裁地は、デンマークのコペンハーゲンとする。仲裁手続で使用される言語は、英語とする。
- 16.3 本契約又は本第16条のいかなる定めも、デンマークその他の場所の裁判所において暫定的救済、保護的救済又は保全手続を求める、デンマークその他の場所において執行手続を提起する、又はデンマークその他の裁判所において債権回収手続を提起する当事者の権利を制限するものではない。
